

令和5年度 第1回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和5年7月7日（金） 午前10時00分～11時30分

場 所：藤枝市役所 西館5階 第3・4委員会室

出席委員：永田委員長 井原副委員長 内藤委員 小澤委員 藤田委員 白井委員 田村委員
山田委員 大津委員 飯田委員 石田委員 土肥委員

議 事：(1) ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の進行管理について

事務局から資料について説明

委 員 長：このことについて、皆様のご意見をいただきたい。

委 員：放課後児童クラブの受託団体という立場から、放課後児童クラブについてお聞きしたい。

令和5年度当初の実績値について、実績確保数が1,511、利用児童数が1,368となっており、全体を見ると待機児童が出ていないように見えるが、実際には児童数は学校区ごとに偏在しており、待機児童が出ている学校区がある、という認識でよろしいか。

事 務 局：お見込みのとおり。

委 員：放課後児童クラブにおいても、待機児童の解消は大事な課題になっている。今後の方向性として、「教育委員会等の関係機関との連携を深め、余裕教室の確保を視野に入れ」と資料にあるが、これはまさしくその通りであると思う。児童数は減っているため、新たな専用施設を作るといった状況にはないと受託団体である社会福祉協議会としても考えている。また、教育委員会等の関係機関との連携をどのように深めていくのかという意味では、教育委員会の中で実務を担っている学校教育監も、この会議の委員としてふさわしいのではないかと思う。今後ご検討いただきたい。

事 務 局：委員のおっしゃるとおり、教育委員会、学校の協力なしでは、待機児童の問題はなかなか解決できない。我々としても、放課後児童クラブを利用する児童の人数が固まり、どこの学校区で待機児童が発生するかを把握した時点で、学校に協力の依頼をしている。空き教室を時間帯で分けて活用するタイムシェアというような手法もあるが、学校側にも学校側の都合があるため、なかなか前に進まないところがある。そういった学校・教育の方に委員としてこの会議に参加いただいて協議するというのも、非常に良いことだと思う。

委 員 長：他にあるか。

委 員：資料2の9ページの確保方策について、計画値に対して実績値が上回っており、今後の方向性として「利用者の申し込みに対して100%の受け入れができています」と記載されている。しかし、数字的には100%を超過しているため、確保数が足りていないように見える。この認識は間違っているか。

事 務 局：量の見込みに対する確保方策というのは、この見込みの人数を受け入れるための方策を考える、ということの意味している。例えば9ページの⑨幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）では、令和4年度の実績値として、108,570人を受け入れる方策が確保できた、ということを示している。幼稚園で行われている預かり保育は、幼稚園のキャパシティ、預かり保育を担当する保育士の人数に応じて実施しており、希望される方の預かりは十分できている、とご認識いただければありがたい。

委員長：他にご意見あるか。

委員：2点質問がある。まず、重点事業で挙げられている⑫の病児・病後児保育事業に関して、確保数を成果指標としており、計画値、実績値ともに2,000ということだが、実際の利用数は追っているのか。

次に、全ての事業において、量的な評価で見ているが、質的な評価をしなくてよいのか。利用者が満足しているかどうかや、実際にサービスの質が担保されているかどうかの評価をせず、数字だけで評価をすると、実態の部分がわかりづらいと思った。以上2点についてどのように考えるかお聞かせ願いたい。

事務局：病児・病後児保育については、利用数についても追っている。令和4年度の実績として、病児保育については71件、病後児保育については112件の利用があった。

また、この計画については、国で定められた形で策定しているため、数値で追っているところではあるが、利用者の声についても伺っている。例えばこの病児・病後児保育については、子どもの調子が悪いときに、保育園での集団保育は認められないが病児保育の場所であれば預けても問題ない、という医師の診断を受けてから預けるという制度である。しかし、それだと保護者は一旦会社を離脱して子供を病院へ連れて行き、それから病児保育実施施設に預け、それからまた会社に戻るということになり、負担が大きく使いにくい制度だ、というような意見をいただいている。子どもの命が一番大事であるため、医師の診察は必要になってしまうが、何かうまいやり方はないか模索していくべき事業であると思っている。他の事業についても、このような利用者の声を把握している。

事務局：委員のおっしゃる通りで、保育については「量から質へ」と国が言っているように、質的な評価は重要であると考えている。この計画は、定量的な数値から進行管理、評価をしていくものであるためここには出てこないが、事業ごとにアンケート調査をやる中で市民や利用者から意見を吸い上げ、定量的な評価によりどのように質を担保していくか、改善していくかを事業ごとに実施しながら改善している部分もある。

委員：事務局の負担になってしまうが、せっかく議論の場であるため、そうした質的な評価についても参考に載せていただけると、より議論が深まるのかなと思う。

委員長：病児・病後児保育の実施には、医師の診断が必要なこと、看護師がいること、保育士がいることが必要である。それに加え、国の補助金が少なく、事業者の出資面での負担が大きい。そういったところも含めて、今後見ていく必要があるのではないかと思う。

他に意見等あるか。

委員：子育ての充実ということで、働くお母さんを応援するいろいろなプロジェクトを考えていただいているかと思う。しかし、専業主婦の身からすると、支援を受けるためには働かなくてはいけないのかな、というふうに感じてしまう。専業主婦に対して、毎月3万円の補助を出す市町村があると聞いたことがある。子育てをしつつ仕事、家事をしていると、心の余裕がなくなってしまう、子どもに対しての虐待に繋がったり、子どもが一人である時間が増えることで、犯罪に巻き込まれる危険性が高まったりしてしまうかもしれない。専業主婦に対する補助が充実すれば、子どもに目をかける時間を確保できるようになり、そういった事態も防止に繋がるかもしれない。

事務局：専業主婦への補助があるということだが、県内の自治体か。

委員：県外の自治体である。

事務局：承知した。先日決定したこども未来戦略方針でも謳っているとおり、育児の大変さ、大切さについては、国を挙げて注目しているところである。企業にもご理解ご協力をいただき、男性の育児参加を促進しながら、うまく育児ができる環境が整うといいなというように、私自身考えている。

委員長：他にあるか。

委員：病児・病後児保育については、そのために人を雇っていても、実績がないと人を減らされてしまうということもあり、なかなか実施し辛いところがある。また、病後児保育でいうと、市内で実施しているのが藤枝保育園のみであるが、病気をしている子どもを他の保育園に連れて行くこと自体にためらいがある。結果的に実施している場所が少ないことから、利用率は上がるため、数回の利用があればよくやっているな、というように映る。しかし、実際には預けたいのに、どの程度の病状なら預けることが可能なのか等の、制度の周知があまりできていないため、利用を諦めている人もいるのではないかと思う。安心して預けることができ、痒いところに手が届くような施設をもっと充実させ、分かりやすく周知していけたらいいなと思う。国とのどうこうではなく、藤枝らしい、子ども、家庭を大事にする市政に期待したい。

委員長：病児保育と病後児保育の違いをどこで線引きするか、ということも考える必要があると思う。藤枝らしい、充実した施策を考えていただきたい。その他あるか。

委員：子どもが保育園に通っていた頃、病児・病後児保育の利用の仕方や基準が分からず、利用をためらってしまったことがある。こういうサービスがあるということが、子育て世帯に広まっていくことで、利用者数も増え、仕事と子育てを両立できる世帯の増加に繋がれば、うれしく思う。紙面での案内だけでなく、「気軽に活用できるんだよ」というような声掛けがあると頭に残るので、例えば保健センターでの健診の際にそういった周知があると良いのかなと思った。

委員長：他にあるか。

委員：私は子どもが3人いるが、病気を全くしなかった。しかし、コロナのことがあり、自分の中で不測の事態を想像してシミュレーションをしたときに、病気をするのが普通だと考えると、本当に大変だろうなと思った。子どもが病気でも仕事が休めない状況となったときに、預けられる場所が少ないと、職場からの距離によっては仕事に間に合わない場合があるため、拠点ごとに何施設かあると利用しやすいと思う。

委員長：病気の子供を見ることには二つ意味があり、一つは就労する親のため、もう一つは子供の発達の保障のためという側面があり、ほっとかれる、あるいは忙しくてあんまり見てもらえないという状況を防ぐための手立となっている。病棟保育（入院している子どもの保育）というものもあるが、そこでも同じように病気の子どもの発達の保障というところを考えている。親も大変だが、子どももつらいときにサポートしてもらえる場所があるということは、すごく大事なことであると思う。時間がおしてきたため、意見や質問がある方は事務局に連絡していただきたいと思います。

委員長：本件について、ご承認をいただくということでよろしいか。

委員一同：異議なし。

議事：(2) (仮称) 藤枝市こども基本条例の制定方針について

事務局が資料について説明

委員長：少子化が、コロナ禍によりさらに拍車がかかってしまったところだが、それ以外にも、子どもに関する様々な問題がある。そういったところを「幸せになるまち藤枝」として、妊娠期から社会に出るまで見ていく必要がある。そこで、皆様にお諮りするが、この（仮称）藤枝市子ども基本条例の制定方針について、ご承認をいただくということよろしいか。

委員一同：異議なし。

報告事項

なし。

(午前11時30分議事終了)